

Energize

私たちはお客様の**“元気”**をサポートします！

成長の定義...?

誰もが、仕事を通して「成長したい」と言います。しかし、「成長」の本質を捉えて意味を深く考える人は少ないようです。成長するには「成長の意味」を深く捉え、正しく成長を目指さなければなりません。私なりに「成長」という言葉の意味について考えてみました。

● 成長とは「長けた仕事」を超えて「豊かな仕事」ができるようになること

成長には技術的な成長と精神的な成長があります。技術的な成長とは「上手いか下手か、速いか遅いか」が問題になりますが、精神的な成長は「仕事の意味」の質にあります。

たいてい入社して三年も経つと仕事に慣れて惰性が生じ、技術的に新しいことを覚えて成長するワクワク感が減少し、モチベーションが低下し停滞感を感じるようになります。精神的に成長できない人が数年で転職を繰り返す一つの原因でもあります。その人が、次の成長ステージに上がるポイントは、自分の仕事に対する意味（仕事観、人生観）を見出し、それを追及する喜びを見出せるか否かにあります。

真の成長とは**精神的な成長**を指し、その本質は「自己の革新」にあるのです。そして、精神的な成長を得た人は、気分的な「楽しさ」ではなく、意志的な「楽しさ」を手に入れ、困難や苦勞に耐える粘りを持ち、「厳しいけど、やりがいがある」という意識で仕事に向き合えるようになるのです。

● 成長とは**リスクを負って殻を破ったときに得られるもの**

仕事の成長には三つのステージがあります。「①与えられた枠の中での**優秀者**」「②枠を変革させていく**変革者**」「③新たな枠を創る**創造者**」... これは、組織に所属する個人にも、組織自体にも当てはまります。

誰もが最初に目指すのは、与えられた仕事を上手にこなす優秀者です。これは、頑張る人より努力すれば比較的たやすく手に入れられます。しかし、次のステージである変革者を目指すには、自分が係っている仕事や組織の全体像を見渡す視野や、正確なビジョンの理解が必要になります。さらに、最終ステージである創造者を目指すためには、自分自身が存在する他者や環境との関係性の確立、世界観や宇宙観、そして明確な使命感やそれに基くミッションの確立が必要になります。

そして、ステージが高くなるほど、難度とリスク度は飛躍的に高まります。与えられた枠の中で限定された責任を負うのと、無限大の自由と可能性の中で無限大の責任を負うことの違いです。自分は？自分の所属する組織は？どのレベルのステージで満足しているのか？経営者は常に問い続けなければなりません。

● **挑戦し失敗するのも成長。成功の反対語は「挑戦しなかったこと**

トーマス・エジソンの「私は失敗したことがない。うまくいかない1万通りの方法を見つけたのだ」という言葉の通り、成功するか、失敗するか、は別にして、挑戦すれば挑戦した数だけの経験が内部留保され自分の資産として蓄積されていきます。

そして、その資産の中にこそ次の挑戦の「種」が宿されるのです。その種を元にまた新たな挑戦に向かう、すると、また新しい資産が内部留保されていく... この繰り返しが、成長という名の階段であり、階段を上り詰めた**成長の果実**こそが成功なのだと思います。

何度失敗しても新たに挑戦を繰り返す人を、人は「アホ」と呼びます。しかし、未来を切り拓き、世の中を進歩させられるのは、常に自分の限界を定めずに挑戦を繰り返す「アホ」だけなのです。

挑戦は必ず成長を約束します。成功の反意語は失敗ではなく、「挑戦しなかったこと」なのです。

◆ 社会保障・税番号制度<マイナンバー>について

平成27年10月から法人・個人についてマイナンバーの交付が始まっています。平成28年1月1日から税務関連手続きでも必要になるこのマイナンバーについて、平成27年11月10日に国税庁のホームページで「社会保障・税番号制度<マイナンバー>FAQ」が掲載されました。税務手続上で重要な内容を一部紹介させていただきます。(http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/FAQindex.htm)

● マイナンバーが必要となる税務関係書類の時期

税務関係書類で個人番号・法人番号が必要となる時期は以下の通りです。

- ① 所得税や贈与については、平成28年分の申告書から
- ② 法人税については、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
- ③ 消費税については、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から
- ④ 相続税については、平成28年1月1日以降の相続又は遺贈にかかる申告書から
- ⑤ 酒税・間接税については、平成28年1月分の申告書から
- ⑥ 法定調書については、平成28年1月以降の金銭等の支払い等に係るものから
- ⑦ 申請・届出書等は、平成28年1月以降に提出するものから

● 個人番号・法人番号の記載について

法律により国税当局に提出される申告書や法定調書等の税務関係書類には個人番号・法人番号を記載することが義務付けられているため、その提出される方や、扶養親族など一定の方に係る「個人番号・法人番号」の記載が必要となります。ただし、記載対象となっている方全てが個人番号・法人番号をお持ちとは限らず、そのような場合は個人番号・法人番号を記載することはできないので、記載がないことをもって、税務署が書類を受理しないということはありません。と明記しています。

記載がなかった場合や誤りがあった場合の税法上での罰則規定について現段階では特に設けられていませんが、法律で定められた義務なので、正確に記載した上で提出はすべきです。

● 従業員から個人番号の提供を拒否された場合

まずは、個人番号の記載は法令で定められた義務であるため提供を求める必要があります。それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておく必要があります。なお、扶養控除等申告書に従業員の個人番号の記載がない場合であっても、必要な事項の記載があれば申告書が提出されたものとして税額計算を行っても問題ありません。

● 海外勤務者等の個人番号の保管

個人番号の指定を受けた者が、国外へ転出をした後に再び帰国した場合でも、出国前に指定された個人番号は変更されません。そのため、帰国することが予定されており、個人番号を帰国後の源泉徴収票作成事務等で利用することが予定されている場合など、必要があれば保管してよいと考えられます。

● 法定調書の提出が不要とされる金額以下である場合の個人番号の取り扱い

法定調書の提出が不要とされる金額以下の支払金額であるため、法定調書を提出しないことが明らかな場合は、個人番号の提供を求めることができません。ただし、年の中途に契約を締結したことから、その年は法定調書の提出が不要であっても、翌年は法定調書の提出が必要とされる場合には、翌年の法定調書作成・提出事務のためにその個人番号の提供を求めることができます。

● 最後に

マイナンバーの細かい取り扱いについて、上記事項以外でご不明点がございましたら担当者までご相談ください。

★ どう生きるのか？

● アルペンスキー、皆川賢太郎さんの言葉より・・・

「スキーのオリンピック選手になりたい」という夢は、小学校の低学年からずっと描いていました。

元競輪選手だった父は、私にこう言い続けていました。「スキーの選手を目指すなら、一流になれ。お前もそう願うんだったら、365日、毎日練習しろ。黙々と途絶えることなく練習できる選手は、もともとすぐれた能力を持つ選手に勝る。俺は、自分ができなかったことだからこそ、わかるんだぞ」

私が幸運だったのは、父のアドバイスを得られたことに加え、すばらしいコーチに恵まれたことです。とくに、小学6年からコーチング、中学1年からはトレーニングもしてもらったマルコ・クレメンチッチには大きな影響を受けました。「ケンタロウ、プロになりたいんだったら、**24時間スキーのことだけを考えろ**。技術はあとからでも学べるんだから、何よりもまず、強靱な体をつくって体力の絶対値を高めなさい」と言われました。メンタル面でもマルコに鍛えられました。ある日、鏡の前でウエイトトレーニングをしていた私に、彼はこう聞いたんです。「お前は今、何を考えてトレーニングしてる？スキーのポジションはこうだから、どこの筋肉をつけようとか、考えていないか？」まったくその通りだったのでうなずくと、「そんな考えはいらない！俺はお前が勝ちたい選手が誰なのかは知らないが、**その選手を思い浮かべてトレーニングしろ**。その選手より回数を多くこなせば必ず勝てる。その練習量は自分で決めろ」の言葉でモチベーションがあがりました。

マルコは、あらゆる意味で優秀な人だと思います。「ケンタロウ、スポーツをする上で人間が必要なものは何だと思う？」マルコにこう聞かれたことがあるのですが、このときに私は「時間」と答えました。すると彼は、頭を振りながらこう言うんです。「いや、哲学だ。**哲学以外に人間が成長する要素を含んでいるものはない**」私はそれまで本にまったく関心がなかったものの、マルコにこう言われてから哲学書を読むようになりました。

23歳のとき、それまでより断然短いカービングスキーが登場しました。これで、タイムがすごく伸びたんです。大ケガをしたのは、そんなときでした。左膝の前十字靭帯を切ってしまったのです・・・(中略)・・・手術を終えて二ヶ月後に退院したころには、スポンサー企業はゼロになっていました。お金も使い果たしてしまったので、一時は投げやりになって酒を飲んだり、パチンコ屋に通いつめたこともありました。

でも、ある日リハビリをしているとき、こう思ったんです。これから先、「**あなたは何者？**」と聞かれたとき、どう答えればいいのか？もう「アルペンスキーヤーの皆川賢太郎です」「全日本の皆川です」とは言えない。スキーをやめたら私には、何が残るのか。これからの人生、どうなるんだろう、と考えたのです。やっぱりもう一度スキーをやるしかない、と思いました。復活したい、とか世界の頂点をもう一度目指そうとか、そういう気持ちとは違う。皆川賢太郎という人間を、一から作り直すしかない、とにかく前に進もう、という心境でした。普段から本をたくさん読んでいたのもよかったです。

.....

普通の人がある普通の努力をしても出せる結果は知れています。異常なほど願望を明確にすること、そして具体的な目標をイメージすることが自分を奮い立たせ、なりたい自分になる第一歩なのだと思います。

そして、挫折したとき、負けたとき、失敗したときこそ、その人の、人として「**どう生きるのか**」という哲学・価値観（人生観、世界観、宇宙観）が顕になります。その時の対処の仕方、その人の真の値打ちがわかります。どう生きるのか？何のために生きるのか？そして、自分がこの世に生を受けたことはどんな意味があるのか。己の価値観を問い直し、哲学を身につけ、自らの**使命に目覚める**ことは職業に関係なく、人として生きていくうえで不可欠なことであり、経営者にとっては絶対条件なのだと思います。

★ 悩める相続第9弾！

「相続ケーススタディ第9弾」をお送りいたします。内容は実際にお客様からいただいた相続の問題です。

● 深刻な相続争い

母を亡くしたAさんは、49日の席で兄より突然、母の自筆だという遺言を持ち出されました。

突然の話で驚きましたが、更にその内容に驚かされました。相続人は兄弟2人だけなのに財産をほぼすべて兄に渡すという内容だったからです。

生前、母は「何事も兄弟平等にするわ」と話していたし、Aさんは遺言を残したという話もこのときまで全く知らされておらず、「遺言は兄の偽造ではないのか・・・」という疑念がぬぐえませんでした。どうすればいいのでしょうか。

● 遺言を偽造？

遺言には主に2種類の形式があります。1つは公正証書遺言で、公証役場において公証人が本人確認や証人の立会いなどを経て作成し、厳格に保管するため、偽造が疑われることはまずありません。

一方、一人でいつでも自由につくることができ、保管場所を問わないのが自筆証書遺言です。日付や氏名を含めて、全文を自筆で書いて押印するなどの要件があります。

しかし、悪意があれば本人を装って書くことが可能です。財産を多く相続するような内容に偽造したと疑われるケースは他にもあります。

偽造とまでは言えませんが、不正な方法で遺言が作られることもあります。

例えば脅迫により遺言者の本意ではない内容を書かされる場合です。Aさんの例では遺言内容が著しく兄に有利なことから、兄が母に強要した可能性が疑われます。

5月の「悩める相続第2弾」でも触れましたが、認知症などで物事をきちんと判断する能力を欠く人が遺言を書いたとしても、無効となります。

● 有効か無効かは地裁が判断

通常、相続など家庭内での揉め事は当事者間で解決できなければ家庭裁判所へ持ち込まれます。家庭裁判所が間に入って解決を目指す調停などを経ても解決できなければどうなるのでしょうか。

家庭裁判所で解決できなかった遺言が有効か無効かは地方裁判所で争われます。

それでは、いざ裁判になったとき、Aさんは遺言が偽造であることを証明するために何を主張すればいいのでしょうか。まず考えられるのは、遺言の筆跡が母のものではないという指摘です。遺言と同時期に書かれた手紙などの文章と遺言を照合し、筆跡鑑定を受けるといった方法があります。

次に遺言内容に関して母が、生前に話していたことと整合性がないと主張することもできます。この場合は生前、母と身近に接していた人に証言してもらうことが必要でしょう。

もし、偽造と認められ、遺言が無効となるとその後の相続はどうなるのでしょうか。無効となった遺言以外に遺言がない場合は法定相続分で分けることとなりますが、本当に遺言を偽造していたならば、兄は相続人としての資格を失うこともあります。



㈱横浜総合フィナンシャルの西尾です！

争続を避けるために遺言は有効な方法ですが、遺留分や作成方法など留意しなければならないことが数多くあります。円満な相続、事業承継のために遺言を検討されている方は、まずは私どもにご相談下さい。

今月の一言…“良薬は口に苦し”

稼げる男は「AND」で考え

稼げない男は「OR」で考える

(「稼げる男と稼げない男の習慣」松本利明著 より)

ビジネスの世界では、どちらかではなく、両方とも大事なのです。特に経営は、会社、社員、顧客、仕入先... のすべては利益相反の関係にあり、そのバランスを取る為の軸を決めるのが社長の仕事です。「AをしたからBができない」という視野の狭く短絡的な発想は言い訳にしか過ぎないことを肝に銘じなくてはなりません。

★本や講演やお客様のお話の中から、「これは自分の生き方に取り入れよう」と感じたことをノートに書きとめています。そのノートの中から一言... (v o l . 9 2)

★ 先日、私の師匠に年末の挨拶にお伺いしました。1年間の報告をし、2時間ほど談笑をしてきました。今年立ち上げたプロジェクトの話を報告したのですが、その際に「これから先を考えて」と言葉をいただきました。その言葉には「熱い思いでプロジェクトに命を吹き込みなさい」との意味が込められているように感じました。来年は「熱い思いで命を吹き込む！」を個人テーマにすることとしました。今年も1年間、皆様には大変お世話になりました。どうぞ良い年をお迎え下さい。 (NISHIO)

★ 今年の一文字が「安」になりました。災害という不「安」や「安」保法案からきているようですが、私個人としては「変」化の年だったように思います。事務所の引越しという環境の変化もありましたが、たくさんのお会いにより視野を広げて頂き、発想の変化へとつながった年となりました。健康面では、この運動嫌いの私がジムに通うことになるとは夢にも思いませんでした。この変化を一時のもので終わらせないようにしたいと思います。皆様には今年もお世話になりました。来年もどうぞよろしく願います。(YAMAMOTO)

★ 今月はじめ中小機構の主催する事業承継に関する研修に参加してきました。最近のご相談で多い、事業承継に関する現状と関連法案も学べる中身の濃い研修で、その中でも講師の方が『事業承継とは心臓移植と同じです...』と述べられたのが印象的で、改めて会社の継続を支援することこそ、私達の仕事だと認識する時間となりました。どんなに優秀な心臓外科医でも、自らの心臓を移植することはできない。第三者である私達だからこそできる支援があり、MA S 監査の真の価値が問われる時代が来たと感じます。(TOCHIKURA)

★ 今年も残すところあと半月... 今年、一ヵ月半のヒマラヤ登山、事務所の引越し、娘の結婚式... とイベントが続いたせいか今までになく慌しく時間が駆け抜けていきました。私も来年は59歳になります。代表を辞する期限の60歳まで残すところ二年になりましたが、50歳からスタートした事業承継もなかなか思ったようには進まず、今更ながら事業を承継して100年企業を創ることの難しさを痛感しています。来期はちょっと山登りを控えて、経営支援部門の建て直しに取組まねばならなくなりそうです(汗)



今月最初の週末に恒例の社員旅行に行ってきました。この時期の社員旅行では初めての北海道ということで、寒さを心配していましたが、その心配が的中して大雪で高速道路が閉鎖になり急遽電車で移動するハメにもなりましたが、かえってそれが、「災い転じて福となす」「ピンチはチャンス」「すべてを受け入れすべてを楽しむ」という、事務所のフィロソフィーそのままの思い出深い楽しい旅となりました。今年もありがとうございました。(IZUMI)

TEAM 横浜総合事務所

税理士法人横浜総合事務所

株式会社横浜総合マネジメント／株式会社横浜総合フィナンシャル／株式会社横浜総合エクスペリエンス

< 横浜総合ASP推進センター / 横浜総合M&Aセンター >

セミナーのご案内

※関与先値引き有り

★ “将軍の日” 中期経営計画作成セミナー

自社の5年後のあるべき姿と、そのための経営課題を明確にするための一日!

日時：平成27年1月19日(火)／10時～18時

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：5社限定 料金一社 32,400円

昼食代込 (お二人迄参加可)

★ “未来創造塾” 毎月開催、経営者セミナー <※※※会員募集中※※※>

第60回「2016年度版 すべて見せます! TEAM横総の経営計画書!」

講師：TEAM横浜総合事務所 代表・CEO 泉 敬介

日時：平成27年1月21日(木)／16時～18時、終了後実費にて懇親会

場所：横浜総合事務所セミナールーム

募集：都度参加会費 5,000円

★ “後継者育成塾” 4期生募集中

創業者の志を継承する「人財」を育成します!

主催：NN構想首都圏地域会LLP

日時：平成27年5月15日(金)～平成29年3月4日(土)

場所：日帰り／(株)日本BIGネットワークセミナールーム(東京駅八重洲口徒歩4分)

泊まり／湘南国際村センター セミナールーム(逗子駅よりバス20分)

募集：全12日間(内3回1泊2日) 90万円(税抜き)

ネットワーク

日本大通り法律事務所、小越司法書士・行政書士事務所、小俣不動産鑑定士事務所

(株)人財経営センター、(株)日本M&Aセンター、(株)日本エスクロー信託

(株)事業パートナー、(株)FPG、(株)経営改善支援センター、一般社団法人日本フードアドバイザー協会

(株)パワーズプロジェクトマネジメント、NMC 税理士法人税務総合対策室、税理士法人東京クロスボーダーズ

(株)日本エスクロー信託、ベンチャー支援機構MINERVA(支援会員) 他

〒231-0023 横浜市中区山下町 209 帝蚕閣内ビル 10F

TEAM 横浜総合事務所 / TEL045(641)2505、FAX045(641)2506

ホームページ <http://www.yoko-so.co.jp/>

「経営者へのメッセージ」「癒しの森暮らし」のブログにもつながります